

財務省告示第百二十八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項の規定に基づき、平成十八年度の初日から同年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの一分の一に相当する数量を下回る場合には、当該一分の一に相当する数量とする。）に百分の百十七を乗じて得た数量を次のように定める。

平成十九年三月三十一日

財務大臣 尾身 幸次

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一 生鮮等牛肉 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる数量

イ 平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の第一四半期の末日までの輸入数量を合計したものの一分の一に相当する数量に百分の百十七を乗じて得た数量

七万四千三百三十九トン

ロ 平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の第一四半期の末日までの

輸入数量を合計したものの一分の一に相当する数量に百分の百十七を乗じて得た数量

十五万二千四百五十五トン

八 平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の第三四半期の末日までの輸入数量を合計したものの一分の一に相当する数量に百分の百十七を乗じて得た数量

二十三万六百四十一トン

二 冷凍牛肉 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる数量

イ 平成十八年度の初日から同年度の第一四半期の末日までの輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量

七万八千四百七十五トン

ロ 平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の第二四半期の末日までの輸入数量を合計したものの一分の一に相当する数量に百分の百十七を乗じて得た数量

十六万四十トン

ハ 平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の第三四半期の末日までの輸入数量を合計したものの一分の一に相当する数量に百分の百十七を乗じて得た数量

二十四万六千八百七十一トン